

保科政権と林家の学問

和 島 芳 男

一

かの若き日の羅山が朱注によって『論語』を講じ、博士清原秀賢の告発するところとなったが、それが縁となって家康の知遇を得、ここに朱子学が幕府教学の大本となったという旧来の通説の妄なることについては、近年も二、三の小稿において論証し（本稿第三節注2参照）、昨年はまた林門の学問的立場の確立が寛文以後にあるべきことを究明するため、保科正之の学問とその文教政策を検討し、「寛文異学の禁」と題する論文を発表した。（本誌前号所収）。この論文により保科政権下において林門がようやくその学問的器量を認識さるべき機運に向かったことは窺われたが、その保科学政との交渉、特に時を同じうして正之の恩顧にあずかった山崎闇斎との関係等については紙幅の都合もあって後日の論考に譲らなければならなかった。本稿はこれらの残された問題につき整理、論述するとともに、前稿を訂補しようと試みたものである。

二

元和二年（一六一六）四月十七日、家康が駿府城で没したことは、羅山にとっては確かに偉大な知己を失った不幸であった。家康の遺言・葬送・神号等に就いては天海・崇伝の間に争論があったが、結局翌三年四月、家康のひつぎは駿河久能山から下野日光山に改葬された。当時三十四五歳の壮齡にあった羅山（儒役林道春信勝）はこれらの議には一切あずからず、ただ家康の遺命により駿府書庫の蔵書を尾紀水三家に分配・贈与するという地味な仕事のため駿府・江戸間を往来したのみであり、その家康に侍読し、論対した日々は思い出のかなたに過ぎてしまった。二代將軍秀忠は十三歳から儒学を習ったが、「世間にては終つひ儒学御難談無し御座候故、それをば不レ存、儒学も不レ被レ成候様、皆々存候^①」という

人として、家康没後に羅山の進講を受けることは、あまりなかったらしい。かつて羅山が那波活所(道円)から贈られて加点了した『白氏文集』の奥には、わざわざ「元和四年八月八日、夜雨吹燈記之、駿府御書庫預、前侍、読林道春子信」と自署している^②。秀忠の側近には、かねて羅山の弟東舟(永喜)が出仕したが、訴訟や寺社の事に専らであって侍読に追われた様子はなく、しかもあるとき秀忠の面前で笑ったためにその勘気を受けたこともあった^③。羅山にとっては弟の縁によって新將軍に親近することも、たやすく遂げらるべき望みではなかった。ただ元和三年九月、朝鮮国王に対する秀忠の返書につき老中らが伏見城内で評議したとき羅山が末席にいて発言を許され、翌四年神田鷹匠町に宅地を与えられたことなどによって将来に期待をかけることができたばかりであった。

三代將軍家光は晩年その四男綱吉の教育につき常にめ、とたちを戒めて、「この子夙慧衆人にすぐれたり、よくせずば才名のために生涯の禍を引出すべし、あやまちでもさし過たることとして、兄達に礼を失ひ、にくみを受しむべからず、何事も謙退をむねと輔導すべし」といい、またあるときは綱吉の生母桂昌院に向かい、「この児いとさとく、生先心にくくみゆ、善師をえらび、今より書籍を学ばせ、聖賢の道に心を用ひしめば、ゆくゆくもの用に立たん物ぞ、汝かまへて心いれ、文よませよ」と諭したが、そういう家光は自身の学問に関しては、「吾幼年より武芸をこのみ、かつ少壮より大任をうけて、読書のいとまなかりければ、文芸に於ては力をもいれず、今にいたり、まま悔ゆる事あり」と告白しなければならなかった^④。寛永元年(一六二四)三月、羅山は江戸に下り、四月秀忠・家光に謁し、やがて新將軍に常侍し、『論語』『貞觀政要』の日講の傍ら和漢の故事に就いて談ずることになった。同六年十二月、羅山(道春)は民部卿法印、弟東舟(永喜)は刑部卿法印に叙せられた。翌七年羅山は將軍から上野忍岡において五千三百五十三坪の地を与えられ、なお学寮を営むべしとて黄金二百両を給せられた。同九年羅山は右の忍岡の宅地の学寮の近くに文廟を建てた。時に尾張徳川義直はこの建廟の事を助け、聖像ならびに四賢像や祭器等を寄進し、また「先聖殿」の三字をみづから書き、これを扁額として与えた。これらのことは羅山が寛永十年(一六三三)二月に作った「武州先聖殿記」に詳しい。この寛永十年二月、羅山はこの先聖殿において初めて積菜を行なったが、同年七月十七日には羅山はまた初めて將軍の御成りを文廟に迎えた。このとき家光は先聖殿に上って聖像を拝し、次いで羅山に命じて『尚書』の堯典を講釈させた。翌十一年二月、幕府は故駿河大納言忠長の旧邸を忍岡の文廟の傍らに移して講習所にあてさせ、のち慶安四年(一六五一)には幕費をもって文廟を修築させた。

これらの一連の事実をながめれば、家光の時代になって林家に対する恩遇がようやく加わり、自然その家学が一層尊重されたように見受けら

れよう。殊に寛永元年（一六二四）の羅山の初謁については『羅山先生年譜』この年、羅山四十二歳のときの条の中に、

四月十一日、執事酒井忠世、土井利勝奉_レ皆、使_三先生奉_二仕大猷院殿下_一、自_レ此日月奉侍焉、或講_二論語_一、或誦_二貞觀政要_一、或談_二倭漢故事_一、或接_二執政之咨詢_一、或赴_二棠院之厅_一、永喜奉_二仕台徳院殿之事_一、亦与_二先生_一相同

というのも、羅山・東舟兄弟がそれぞれ將軍家光・前將軍秀忠に近侍し、特に政治向きにも参与した趣を暗示している。しかし『大猷院殿御実紀』卷四、寛永二年四月条に、

当代御幼稚の時、御父祖の思召にて、古老のともがらに、古き事ども聞えあげよとて、其ころの老人かれこれ日夜まうのぼりけるに、いつも林道春を其談伴として、相互に昔今の物がたりするを、上にはかたはらにて聞召けるが、のちには聞召されて面白き事に思召、御みづからもしたしくとひたづねさせたまひける。かくてぞ古今天下の治乱、政事の可否、かつ人臣の功績をも明らかにしろくめしければ、御政事をとらせ給ひて後の御益となる事少なからず。

とあるように、將軍の儒役に期待するところは、よき御咄衆おはししゅうないし御伽衆うたぎであることにあり、その談義の内容が儒学の事にわたっても、それは主として興味本位のものでなければならず、もとより儒役の政事干与の道を開く前提ではあり得なかった。羅山の家光奉侍のはじめ、寛永元年（一六二四）新將軍の宣下を賀するため朝鮮信使の一行三百名が来日したときにも羅山はその接待について何の役割も与えられなかった。なお同十三年朝鮮信使がまた渡来して太平を祝したとき、羅山は幕命を奉じて朝鮮王に対する家光の返書を起草し、なおかの国の故事やその先儒李退溪が論拠とした朱子の理気説に関する疑いなどにつき使節と筆談する機会を得たが、後日これらの筆談の内容を聞いた家光は、「右ノ如クナルコトヲ筆語セムヨリハ、異国ニテハ如何ヤウノ仕置ニテ国ヲ治メ候ヤ、仁義忠信ナドノ義ハ如何ヤウニ存候ナドトアルベキ事ヲコソ尋ネテ可_レ然」と評したという^⑤。これは幕府の官儒たる者の勉強は博学精到よりも治道徳教の理解を先とすべき心得を示したまでとみるべきであり、將軍がその儒臣を文事・外交の責任者に仕立てるほどの決意を漏らしたということではあるまい。ちなみに正保四年（一六四七）十月二十四日、故將軍秀忠の忌日により城中にて齋戒のとき、將軍家光がにわか羅山を召して講経せしめたが、これについて『大猷院殿御実紀』附録卷六は「先朝の御忌辰にて、御いもゐの折から、つれづれにおはしませばとて、俄に林道春信勝めし出て、四書の講説を聞しめされ、近臣等にも拝聴せしめられしとぞ」と記している。この「つれづれ」におはしませばとての一句は注目に値しよう。

寛永六年（一六二九）十二月末、羅山（道春）を民部卿法印、弟東舟（永喜）を刑部卿法印に叙したのは幕府が兄弟ともに二十余年にわたる年功を認められたわけであるが、儒家が僧位を受けることについては、もちろんこれを異とする向きが少なくなかった。羅山は「原夫法印者、沙門位也、而配僧正官、今余兄弟元是儒也、然祝髮者久、随國俗、与太伯之斷髮、孔子之鄉服、何以異哉、復何傷焉」と陳じ、「先王有法服、有法言、四書六經有誦法、其皆見於筆墨、垂於不朽、故墨以伝万古文章之印、是吾所取之法印也、謂之心印、亦可矣」と弁じたが、その曲論に外ならぬことは後年中江藤樹の批判を免れなかったことでも知られる通りであり、当時の羅山にとっては昔慶長十二年（一六〇七）初めて出仕のころ剃髪を余儀なくされたときの苦悩を想起させられる有難迷惑でもあったろう。これに比べれば、翌七年幕府が忍岡の地と費金とを与え、学寮を営ませたことの方が羅山兄弟の多年の奉公に対する報奨として確かに適当な措置であったが、この忍岡の施設の中心たる文廟は主として尾張徳川義直の寄進に係るものであり、幕府がこの文廟そのものの創建を特に助成した確証は無い。同十年の將軍家光の参廟は林家にとって無上の光栄ではあったが、これも『大猷院殿御実紀』卷二十三に、この日家光が東叡山にまいり、その「御かへさに儒臣林道春信勝が忍岡の学寮によぎらせ給ひ、先聖殿にわたらせられ、聖像御拝あり」という通り、いわば上野御成りのついでのことであって、さほど重大な特別行事ではなかった。

なお家光はその晩年に山鹿素行や熊沢蕃山を登用しようとしたことがある。素行は牢人貞以の子で、父が蒲生家の臣町野幸和方に寄食中の元和八年（一六二二）会津若松で生まれ、六歳のとき蒲生家の断絶により幸和が江戸に出て幕府に仕えたとき、山鹿父子もこれに従って出府し、父は町医となり、素行は長じて羅山の門に入り、傍ら甲州流の兵学を習い、やがて新進の兵学者として幕臣の間にも知られた。そのころ幸和の妻が家光に召され、春日局に代わって大奥の取締りに当たったことが縁となり、素行が御家人として出頭すべき機運が正に熟した慶安四年（一六五二）四月、家光が没したため事はついに成らなかつた。時に素行は年正に三十歳であった。また熊沢蕃山は尾張の牢人の子で京都に生まれ、早く池田光政に侍したが、島原の乱後致仕して近江に退き、中江藤樹に師事してその陽明学に基づく心学を伝受し、正保年間再び光政に仕え、物頭三千石に取立てられ、大いに経世済民の手腕を発揮した。光政はその母柳原氏が將軍秀忠の養女、その妻本多氏が天樹院（千姫）の所生であった関係から將軍家に親しく、殊に家光から親藩に准じて幕政に参与することを望まれていた。光政は自身の参政の前提として、まず蕃山の識見を幕閣に披露するため参勤ごとに彼を江戸に伴い、やがて蕃山三十三歳のとき、ようやく彼の將軍初謁が許されようとしたが、これまた家光

の死去のため実現しなかった。^⑨ここに注意をひくのは、このような家光晩年の人材登用に関して、羅山が一言も意見を述べる機会を与えられた形跡が無いことである。それはこの素行・蕃山の推挙がいかなる学統・学派にも関係なく、まったく將軍家と兩人との間接的因縁をたどって行われたためであろう。しかしそれにしても林門がもっぱら程朱学を標榜し、家学の立場から幕府の人事・行政につき発言し得るような機運は、まだまだ到来していなかったとみななければならないのである。

注

- ① 『右文故事』卷十、御代々文事表一、寛永八年条附載小幡助兵衛の物語。
- ② 『羅山文集』卷五十四、題跋四。
- ③ 『羅山詩集』卷二十四、親戚、小水宮（元和三年）
- ④ 『常憲院殿御実紀』卷一首。
- ⑤ 羅山の曾孫林信言の『事实記』にはこれを四月十七日（家康の忌日）のこととしている。
- ⑥ 『大猷院殿御実紀』卷四、寛永二年四月二十七日、皆川広照入道老圃致仕伝割注。なお桑田忠親『大名と御伽衆』九七ページには家光の御伽衆としての羅山を紹介している。
- ⑦ 『右文故事』卷十、御代々文事表寛永十三年条。『羅山文集』卷六十九。
- ⑧ 『羅山詩集』卷三十八、叙法印位詩并序。中江藤樹「林氏剃髮受位弁」。
- ⑨ 詳細は堀勇雄『山鹿素行』（『人物叢書』所収）および『日本思想史大系』所収『熊沢蕃山』の解説（後藤陽一）参照。

三

慶安四年（一六五二）四月二十日、將軍家光が四十八歳で死去し、世嗣家綱が僅か十一歳で將軍職を継いだとき、幕府は創業後初めて幼將軍を戴く新情勢に対処するため、前代以来の大老酒井忠勝・老中松平信綱・阿部忠秋・松平乗寿に元老井伊直孝も加わった強力な幕閣を形成し、前將軍の遺囑を受けた会津藩主保科正之が新將軍の補佐として政務を総括した。正之は前將軍の異母弟で当時四十一歳、温厚にして篤学の人であった。殊に翌承応元年（一六五二）初めて朱子の『小学』を読んで大いに得るところがあり、みずから『輔養編』一冊を作り、これを幕府に呈して幼主の訓導に資する一方従来自分が愛蔵した老仏の書を焼き、以後もっぱら程朱学に傾倒した。その後明暦二年（一六五六）十二月、将

軍家綱が十六歳にして初めて羅山を召し、まず『大学』首章の進講を聴いた。『土津靈神言行録』に、正之がこの進講の事を聞いて大いに喜び、「幕下欲_レ聴_二大道_一、誠天下長久基也、何幸如_レ之乎、顧世人謂_レ何哉、於_レ我甚慶_二習_レ之_一」と賛嘆してやまなかったという^①。これはこのような進講の事がかねてから正之の企望していたところであり、従ってその内容も、かの「つれづれ」なるままに随時に行われた御伽衆的講談とは違って、人主の治道教育のための正規の課程を追うべき継続的のものであったからではなかったろうか。右の『言行録』の文中に「世人謂_レ何哉」とあるのも、このような正規の進講の前例が無いこと、また進講の栄が独り林門に帰することについて異議があったことを暗示するようにも感ぜられる。この最初の進講の翌年、明暦三年の正月には江戸に大火があり、その数日後羅山が亡くなったことは周知の通りである。その二年後の万治二年（一六五九）冬、羅山の遺子鶯峰・読耕斎兄弟がそれぞれ亡父の『年譜』『行状』を編修し、昔慶長八年（一六〇三）若き日の羅山が京中で朱注によって『論語』を講説して博士清原秀賢の「娼嫉」を招き、その朝廷に告訴するところとなったが、家康の寛仁大度によって事なきを得たという妄説を載せ、林門の朱子学が早く神君のよみするところであったことを強調したのも、朱子学者正之の林家に対する特別の關心をつなぎとめるために必要かつ有効な措置であった^②。『嚴有院殿御実紀』には儒役林春齋春勝（鶯峰）が寛文元年（一六六一）十二月法印に叙せられ、同三年十二月五経全部の講了を賞して弘文院の号を許されたことが見える。この寛文三年当時の奉書は左の通りである^③。

五経講釈、今度不_レ残事畢之趣、達_二台聴_一候、古来稀成之儀_二候之条、忍岡家塾称_二弘文院_一、弥可_レ勤_二儒業_一之旨、依_レ仰執達如_レ件、

寛文三年 久世大和守 広之

十二月廿六日 稲葉美濃守 正則

阿部豊後守 忠秋

酒井雅楽頭 忠清

林 学士

これよりさき羅山は幕命を奉じて国史の編修に従事し、まず神武天皇から宇多天皇までを四十巻にまとめ、これを『本朝編年録』と仮称し、慶安三年（一六五〇）將軍家光に進めた。しかし醍醐天皇朝以後の国史の統修に就いては史料の關係によりしばらく中絶するうち明暦三年（一六五七）正月の大火に遭い、『編年録』も焼失した。その後寛文二年（一六六一）十月に至り、『編年録』を再修し、延喜以後を統補すべき命が

保科政権と林家の学問

鷺峰に下った^④。そして同四年七月奏者番永井尚庸が編集総裁を命ぜられ、八月忍岡の弘文院内に長寮を建ててこれを編集所(国史館)とした。しかし何分にも明暦大火復諸事なお多端の際として修史の事に従う者は鷺峰とその二子梅洞(春信)・鳳岡(信篤)のほか人見友元・坂井伯元と門生二名・筆吏八名に過ぎなかった。鷺峰は史料収集の困難を述べてしきりに増員の必要を訴えたが、老中酒井忠清は将来の援助を約し、鷺峰を慰諭激励することすこぶる懇切であった、このころ鷺峰はまた新修の国史を『本朝通鑑』と題する議を呈したところ、幸い保科正之及び国史・和歌に通じた姫路城主柳原忠次等の賛同を得た。この年十二月、正之は自抄の『東国通鑑』を鷺峰に寄せてその参考に供する一方、国史の原稿の成るに従ってこれを借り出し、侍臣に命じて抄出させた。これは本書が完成すれば府庫に納められて閲覧し難くなるばかりでなく、まだ定本も類本もないうちに草本が滅失すれば取り返しのつかぬことを心配したからであろう。

かくて修史の事がようやく進捗した寛永六年(一六六六)の九月、鷺峰はその長男で二十四歳の梅洞に先立たれ、続いて十一月にはさきに水戸藩士勝庄氏に嫁した十七歳の次女をも失った。この年十二月將軍家綱は特に鷺峰を黒書院に召して修史の勞をねぎらい、金五枚と時服を与え、なお別に次男鳳岡に新たに年俸三百俵を給した。『右文故事』卷十一はこの事を記した後に按文を掲げ、「国史館日録ニヨレバ此秋冬ノ際春齋(鷺峰)頻ニ二子ヲ喪ヒ憂居セルヲ以テ、当時春齋ニ非レバ力能ク修史ノ事ヲ成スベカラザルユヘニ官時ニ此破格ノ優典アリテ其事ヲ提挙セラレシナリ」と特筆している。この「破格ノ優典」も正之の周旋によったことかと思われる。かくて更に四年を経て、さしもの大業が終りに近づいた寛文十年(一六七〇)四月、正之は鷺峰の草した序文二編を校閲し、かの『資治通鑑』の諸序の例を参照しつつ批正を加えた^⑤。そして六月七日、鷺峰は將軍の面前において右の序文二編を読み上げ、次いで十二日、神武天皇から宇多天皇に至る『本朝通鑑』正編四十卷、醍醐天皇から後陽成天皇に至る統編二百三十卷、その他を合わせて全三百十卷を進献し、采地二百石を賞賜された。時に鷺峰は五十三歳であった。

このように保科政権の下において、五經の講了に続いて修史の大業が下命され、鷺峰の率いる林門の地位がようやく向上する折しも、かの山鹿素行と熊沢蕃山の処罰に表徴される「寛文異学の禁」が行われた。まず素行は前將軍家光時代の末期に幕府出頭の機会を逸して後、播州赤穂城主浅野長直に仕えたが二年後に帰府し、彼の兵学を修己治人の道まで高めた「武教」を講じて門生を集めた。当時素行は既に久しく林門とは疎遠であったばかりでなく、宋儒が性理を論じながら道德の本義を忘れたことを遺憾として寛文五年(一六六五)『聖教要録』三卷を著し、經義の文献学的再検討により直接周公・孔子の真意を追究すべきことを提唱し、殊にその卷上、道統の条において

孔子没而聖人之統殆尽、曾子・子思・孟子亦不可企望、漢唐之間、有欲當其任之徒、又於曾子・子思・孟子不可同日而談之、及宋周程張邵相統而起、聖人之學、至此大變、學者陽儒陰異端也、道統之伝、至宋竟泯沒、況陸王之徒不足算、唯朱元晦大功、聖經、然不得超「出余流」、噫道之託人行世、皆在天、其孰強与於此乎、

と痛論した。素行の言説は直接幕政を批判するものではなかった。従つて幕閣内部にさえ本書の公刊をただ学問上の事ゆえ、寛典に附すべしと考える向きもあつたようである。しかし程朱学をもつて政教の大本と確信する元老保科正之としては、このような宋学の正統性を没却する論著が世上に流布するのを見過ごすことはできなかった。『土津靈神言行録』巻上には「(寛文六年)十月三日、置造言者山鹿甚五左衛門(素行)於播州赤穂、前是靈神謂老中曰、当世有造言者、是惑世誣民之賊也、可嚴禁之、老中領之」と見える。この日素行は大目付に呼出され「其方事、不届成書物仕候間、浅野内匠頭(長直)へ御預被成候由、御老中被仰渡候由候」と伝達されたのであつた。⁶⁾

次に熊沢蕃山も前代末に將軍に謁見の好機を逃したが、主人池田光政の蕃山に対する信任はいよいよ厚く、主従ともに心学の講究に励む一方、承応三年(一六五四)岡山藩の領内が干害と洪水に続く飢饉により死者多数を出す大災害に襲われたとき、蕃山は主命を奉じ、「心学流の仕置き」による救荒に全力を尽した。しかるに光政の好学はかねて心学きらいで知られた大老酒井忠勝の白眼視するところとなつたし、蕃山の重農主義的救済政策は士分の者の誤解と非難を免れなかつた。学問と政治と、双方に行きづまりを感じた蕃山は明暦三年(一六五七)致仕し、やがて妻子とともに京都に移つた。そして以後数年、光政の女婿右大臣一条教輔はじめ公家衆・文人の間に知己を得、心学講究の傍ら風雅の交わりを楽しんだが、寛文六年(一六六六)山鹿素行の一件が起つたとき、等しく宋学批判の傾向に立つ牢人が、公家衆にまで親近することが、改めて幕閣の神経を刺戟したらしい。翌七年六月、大老酒井忠清は使者を光政のもとに送り、「山家(山鹿素行)とは様子ちがい候とは申ながら、もし左様之首尾にて候てはいかがに候間、(蕃山)を備前へ遣可然と御申候」と伝えさせた。しかし光政は蕃山が既に家来でもなく、その出京も本人の勝手であつたからとて備前引取りを辞退し、この件についての斡旋を老中板倉重矩に依頼した。その後重矩が幕閣の評議の結果を光政に報じた書状によれば、蕃山の京住みはよいが、「公家衆は不及申、何れ共出合不申候様に可然との事にて先らち明候」とある。⁷⁾

かの素行の配流が保科正之の發議によつたのに対し、この蕃山の処分についての正之の主動的役割に關しては明証が無い。しかしこの件にかかわる大老の勧告や老中の評議が元老正之の関知せぬところであつたとは、もちろん考うべくもないことであらう。これ筆者が素行・蕃山の両

件を併せて「寛文異学の禁」とみるゆえんである。但し信頼すべき史料の示す限りでは鷲峰やその一門がこの学禁の事にいささかもあざかった形跡はない。それよりも、あたかもこの学禁の直前に正之の賓師となった、それこそ筋金入りの朱子学信奉者山崎闇斎の提議ないし主導に基づくという説は今日なお諸書に散見するところである。「保科政権と林家の学問」と題するこの小論を結末に導くためには、まずこの闇斎の保科家における立場、また彼と林門との関係について顧みなければならぬ。

注

- ① 『土津靈神言行録』巻下。なお『嚴有院殿御実紀』附録巻上によれば「明暦二年十二月はじめて林道春信勝を御前に召して大学の開講あり（下略）」とある。
- ② 拙稿「近世における宋学受容の問題―羅山の講書に関する告訴一件をめぐって」（森克巳博士古稀記念会編『史学論集―対外関係と政治文化』第三所収）、同「近世初期儒学史における二三の問題」（『大手前女子大学論集』第七号所収、昭和四十八年十一月）参照。
- ③ 『好書故事』巻十八、学校八参照。
- ④ 以下本書の完成までの事情は『右文故事』巻八、御写本譜巻下、寛文四年条以下、及び同巻十一、御代々文事表巻三、寛文二年条以下に見える。なお花見朔己『本朝通鑑考』（『本邦史学史論叢』巻下所収）参照。
- ⑤ 『土津靈神言行録』巻下。
- ⑥ 『配所残筆』。なお素行、蕃山の両件については前稿「寛文異学の禁」（『大手前女子大学論集』第八号、昭和四十九年十一月）に詳論したので、ここには必要な限りにおいて抄記するにとどめた。
- ⑦ 『日本思想史大系』所収『熊沢蕃山』解説（後藤陽一）五一―一ページ以下参照。

四

山崎闇斎は晩年門生たちに告げて、「我学朱子を宗とす、孔子を尊ぶ所以なり、孔子を尊ぶは其天地と準ふるを以てなり、中庸に云く、仲尼堯舜を祖述し、文武を憲章す、吾れ孔子・朱子に於て亦窃に比す、而て朱子を宗とするも、亦苟に之を尊信するにあらず、吾れ意ふ、朱子の学、居敬窮理、即ち孔子を祖述して差はざるもの、故に朱子を学んで謬らば朱子と与に共に謬るなり、何の遺憾か之れあらん、是れ吾が朱子を信じて、亦述べて作らざる所以なり」といったほど朱子に傾倒した人であり、従ってその学風は窮屈にして寛容を欠き、門生の教育は嚴格を極

めた。後年の評判にも「今ノ学問スル人ノ朱子流ノ人柄ノ偏屈ナルハ大カタ山崎闇齋ヨリ始レルナルベシ、山崎ハ氣違ノ様成人也ト云伝ヘタリ」と見えている^①。これよりさき闇齋は明暦元年（一六五五）講席を京都に開いて以来、毎春江戸に出て大名やその子弟に教授し、秋に帰京することを例としたが、闇齋が初めて保科正之に謁したのは寛文五年（一六六五）、四十八歳のときであり、以後闇齋は会津藩主の賓師として講学の傍らかの『会津風土記』『会津神社志』や会津藩の教学の大本となったいわゆる「会津三部書」すなわち『玉山講義附録』『二程治教録』『伊洛三子伝心録』等藩主の編著の刊行の事にあらず、それらの序跋を作ったことは著しい事実である^②。

かの山鹿素行の配流はあたかも正之が闇齋を迎えた翌年のことであり、熊沢蕃山の閉居はそのまた翌年のことであった。これがため寛文の学禁がもと闇齋の意見に由来したという憶説は今も有力に支持されている。例えば堀勇雄氏は素行の処分について、「闇齋が正之を使嫉して、この挙に出でしめたとの説は、文献上の確証は無いが、闇齋の狭量・非寛客の性格・言動から、そう推定しても差支えあるまい」と断じ、後藤陽一氏はかの大老酒井忠清が蕃山の備前引取りを池田光政に勧めた伝言に「蕃山に対する闇齋派の思惑を顧慮する趣がうかがわれる」と述べている^③。しかし闇齋がいかに正之の信任を得、藩主の賓師をもって遇せられたにもせよ、その身分は依然半人であり、しかも一介の朱子学祖述者として、かの蕃山のように経世済民の術に通じた實際家ではなかったから、藩政にかかわるべき筋合いはなく、まして儒役林弘文院学士（鷺峰）すら関知しなかった幕閣の処分について少くとも公式に提案を許さるべくもなかった。それに正之の賓師とはいふものの、正之の方が闇齋より七歳も年長である上に、正之の程朱学は彼が將軍補佐を拜命したころから既に十数年の研究を積んだところであり、今更闇齋の啓発を待つまでもなく、むしろ闇齋の方こそ、かの三部書公刊の事などに携わる間に正之の学問・修養から教えられるところが多かったのである^④。寛文異学の禁に際して、もし正之が闇齋から影響を受けたことがあったとしても、それは正之がその宋学護持の信念について新たに強力な共鳴者を得た喜びという、いわば心理的な影響であったと見ておくべきではなからうか。なおかの後藤陽一氏のいう酒井大老の「闇齋派の思惑」に対する顧慮は「元老保科正之の思惑」に対する顧慮と改めらるべきであろう。

さて闇齋と鷺峰とは共に元和四年（一六一八）生まれの同年であり、等しく朱子学を奉じたが、両人はその学者的立場に就いては互いに容認し得なかった。闇齋門下の俊秀谷秦山の講説を筆録した『朱学伝来記』には鷺峰の父道春（羅山）が排仏帰儒の後、妙寿院（藤原惺高）と朱陸の相違を論じたが、「朱子ノ奥義ヲ知タル道春ニテモナケレバ妙寿院ヲ服スルコトナラズ、其身又利禄ノカカハリ多く、朱書ヲ読コト不能、少

年ノ志ヲトグルコト不能、頭ヲ剃テ僧形ニナリ、エシレヌコトニ相果シヌ、羅山集ヲ読テ、其学雜駁、云ニ足ラザル可_レ見、如此ニシテ天下ニ朱書ヲ読コト広マラス」と述べている。これは師説をそのままに継承したものである。闇齋のように終生禄仕せず、大名にも弟子の礼をとらせ、詩文をかるんじ、専ら朱説を述べて一切作らず、白眼怒声、常に門生を畏服せしめた嚴師からみれば、権勢に仕えて僧位に安んじ、日夜御用に追われて作詩作文に忙しく、とかく兼修にひかれて朱学に徹しない林家の学のごときは雑学というより外はなかった。かつて正之が江戸に大規模な学校を建てることを闇齋に諮ったとき、闇齋は言下に師が無いと答えたという^⑤。これも林門を度外視した放言であろう。鷺峰はその「西風涙露編」において、「近年聞、高談性理、以為程朱再出、而擲文字、以博識稱有妨、而指余輩為俗儒者亦在之、彼為彼、我為我、道不同則不相為謀、余唯守家業而已」と述べた^⑥。博覽強記は亡父羅山が家康に登用、信任されたゆえんであり、その後も博学精到は林門の特徴であり、その特徴は長く保持されなければならなかった。羅山の出仕以来、その一族は牢人儒者とこと変わり、広く幕府の文事に奉仕する儒役であり、その職掌は將軍の侍講を始め、凶書の管理、法度・文書や各種記文の起草から公武の儀式の考証、系図・国史の編修まで、実に多岐にわたり、独り朱子学の精究に没頭することは困難であった。しかも承応以来文治政治の進展につれて、儒役の教養に期待されるころは一層多様を加えるばかりであった。例えばかの父羅山に劣らぬ学識をうたわれた鷺峰にしても、あるとき前大老酒井忠勝に「源氏物語」大扉風の絵の意を問われて返答に窮し、忠勝から「儒臣ニ召仕ハルル人々必漢書ノミニハ限ル可ラス、日本ノ儒官ハ日本ノ事第一知ベキ事也」と戒められたという。

聡明なる文治政治家保科正之は、さすがに時世に応じた人材の活用を誤らなかつた。正之は会津藩主としては闇齋を自己の勉強對手に選ぶとともに、かの三部書等の弘布を通じて闇齋の教育的情熱を藩の文教に副射せしめたが、その一方幕閣の首班としては林鷺峰の儒役としての面目の保持のために温い心づかいを忘れなかつた。正之はまず鷺峰に五経の講釈を続けさせ、その講了の賞として弘文学院士の称号の許しを得させた。これは儒役の職掌が何よりも経業を第一とすべきことを顕示するとともに、従来の法印位以下とは別系統の、本邦古代の学制にちなむ院号・士号という、儒道独特の格式の設定によって、やがて来たるべき儒仏分離の可能性をおわせたものではなからうか。正之はまた鷺峰を励まして『本朝通鑑』の編修を完遂させ、幕府に仕える日本の儒官をして日本の事を第一に知る国史学の権威者たらしめた。正之はなおかの『会津風土記』『会津神社志』及び会津三部書の序文を鷺峰に求め、それぞれの巻頭に掲げた。これも正之の官儒に対する礼遇の一端であった。

このようにして保科政権の恩顧によって林家一門役地位はもはや揺るぎなきものとなった。それにかの寛文異学の禁が林門朱子学の權威の相對的向上をもたらしたことも自然の成行きであった。しかるに正之は既に寛文九年（一六六九）に致仕の後、同十二年十二月、六十二歳で永眠し、やがて会津見弥山廟に葬られた。継嗣正経の求めによってその廟記を作った鷲峰は故人の治績・学徳を顕彰した末に、「新廟既畢、斧斤之功、良嗣（正経）求記其事於余、懇請不措焉、余亦以其晚年顧遇不淺、敢不能固辞焉」と述懐している。

ただここに目に付くことは、かの寛永十年（一六三三）將軍家光が忍岡文廟に謁した先例にもかかわらず、將軍家綱一代三十年の間、忍岡がその御成りを迎えたことが一度もないことである。これは將軍が始め年少、病弱であったためでもあろうが、それよりもこれは林門に対する恩遇の限界を示したと解釈すべきではなからうか。かの寛文異学の禁が元来正之の首唱にひかれたことであり、必ずしも幕閣の総意に基くものでなかった次第は前稿に詳述した通りであるが、それだけにその反面として、例えば將軍の参廟によって林門に対する幕府の恩遇があまりに過度にわたり、その家学の官学化を来たすことについては、当然抵抗を免れなかったのであろう。林門一統が蓄髪任官し、壯麗な聖堂に將軍の例参を迎え、その家学が天下の教学の大本と仰がれるためには、やはり元祿の盛世を待たねばならなかったのである。

注

- ① 『年譜』、『文公筆録』天和二年刊。著作の条。湯淺常山『文公雜記』卷一上。
- ② 詳細は前節注⑥の拙稿『寛文異学の禁』参照。但し『玉山講義附録』には閻斎の序跋は無い。
- ③ 堀勇雄『山鹿素行』（『人物叢書』所収）二二八ページ。『日本思想史大系』所収『熊沢蕃山』解説（後藤陽一）五一―一ページ以下参照。
- ④ 詳細は平重道『近世日本思想史研究』一一―一ページ以下参照。
- ⑤ 『尚斎雜談録』（『近世日本の儒学』三五二―二ページ所載による）。
- ⑥ 『先哲叢談』卷一、林恕条。
- ⑦ 『明良洪範』卷一。

（昭和五十年八月十七日稿）